

# 補助金サポート情報

## TOPICS

## 契約社員・パート・派遣労働者を 正社員にするともらえる助成金

厚生労働省の助成金に「キャリアアップ助成金・正社員化コース」があります。  
支給要件がシンプルで支給申請に必要な書類もわかりやすいため、人気のある助成金です。  
実際に、無理なく使える企業が多いというのもポイントです。  
有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

### 【概要】

- ① 有期契約労働者→正規雇用に転換した場合（例：有期契約社員→正社員）  
1人当たり57万円（生産性の向上が認められた場合72万円）
  - ② 有期契約労働者→無期雇用に転換した場合（例：有期契約社員→無期契約社員）  
1人当たり28.5万円（生産性の向上が認められた場合36万円）
  - ③ 無期雇用→正規に転換した場合（例：アルバイト→正社員）  
1人当たり28.5万円（生産性の向上が認められた場合36万円）
- ※①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

### 【特別加算】

- ① 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合  
上記①③ 1人当たり28.5万円（生産性の向上が認められた場合36万円）
- ② 母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合/35歳未満の者を転換等した場合  
上記① 1人当たり9.5万円（生産性の向上が認められた場合12万円）  
上記②③ 1人当たり4.75万円（生産性の向上が認められた場合6万円）
- ③ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期契約労働者等を転換又は直接雇用した場合  
上記①③ 1人当たり9.5万円（生産性の向上が認められた場合12万円）

### 【無期雇用と正規雇用の違い】

正規雇用労働者：期間の定めがなくフルタイムで働く労働者。就業規則で定める正社員としての労働条件で雇用されている労働者

無期雇用労働者：期間の定めがない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員以外のもの

### 【問合せ先】

都道府県労働局・ハローワーク

### ＜発行・ご相談・お問い合わせ＞

〒556-0003

大阪市浪速区恵美須西2-14-30 サウスウィンビル9階西2号

西川税理士事務所

TEL 06-6585-9271

<http://www.nishikawa-zeirishi.com/>